

平成29年度 第12回天童市農業委員会総会 会議録

平成30年2月13日(火) 午前10時00分 第12回天童市農業委員会総会
を天童市役所5階会議室に招集した。

1 出席した委員

1番	堀越重助	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
3番	熊澤八弘	13番	松田康政
4番	齋藤照一	14番	太田博巳
5番	横山愛	15番	梅津節子
6番	秋保茂男	17番	細矢幸市
7番	原田洗一郎	18番	佐藤悦雄
8番	長谷川喜久	19番	片桐久雄
9番	遠藤市雄		
10番	清野貢市		

2 欠席した委員

なし

3 遅刻した委員

16番 今野 滋

4 出席した事務局職員

局長	大内 淳一	局長補佐	今田 明
主事	布施 雄基		

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議 事 午前9時50分 開会

議 長 (議事に先立ち、会長のあいさつ)
議 長 去る2月8日付け天童市農業委員会告示第1号にて招集しました、平成29年度第12回天童市農業委員会総会を開会します。

議 長 本日の総会に遅刻届のある委員は今野滋委員です。定足数に達しておりますので会議を開会いたします。

議 長 日程第3の事録署名の指名をいたします。15番、梅津節子委員、17番、細矢幸市委員の両名にお願いします。

議 長 日程第4の委員長報告。
運営会議において、観桜会と事務局職員が異動あった場合の歓送迎会を行うことを話し合いました。日時は4月13日午後6時の予定でございます。詳細については全員協議会でお話しを申し上げます。

議 長 日程第5の事務処理報告をお願いいたします。大内事務局長。
事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。
総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。
総会資料2ページの地籍調査に伴う地目変更について報告する。
総会資料3～4ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。
総会資料5ページの農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について説明する。
総会資料6ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告する。

議 長 事務局から事務処理報告ありましたが、皆さんから何かご質問等ありませんか。

議 長 地籍調査に伴う地目変更について質問です。地籍調査に伴って地目変更をしたとのことですが、分筆はしなくていいのですか。

布施主事 農業委員会に市農林課から地籍調査に伴う地目変更について意見を求められております。今回、私と地区農業委員の太田博巳委員で、現地及び写真等確認した結果、今回報告させていただいた内容

で問題ないだろうということで回答させていただいております。

その回答をもって、市農林課では分筆または地目変更の登記を法務局に手続きを行うこととなっています。

議 長 後で、分筆は行うということですね。

布施主事 そうです。農業委員会からの回答がないとできないので、必ず分筆する前に農業委員会に意見を求めるということになっています。

議 長 農業委員会が了承すれば農林課では地目変更の手続きを行うと。
布施主事 そうです。合せて分筆も行うことになります。

議 長 了解しました。

議 長 こういう場合は土地家屋調査士には頼まないで農林課で行うのですか。

事務局長 農林課の方で直接測量会社に依頼して測量してもらっています。

議 長 皆さんから何か質問、意見ありませんか。

(ありません、の声)

日程第6の承認第12号 農地法第18条第6項の規定による審査について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（7～9ページ）を説明する。

議 長 ただ今、事務局から解約等についての審査について説明がありましたが、皆さんから何かご質問、ご意見および担当農業委員から、何か付属して説明する事はありませんか。

議 長 ご質問、ご意見ありませんか。

(ありません、の声)

それでは、承認第12号 農地法第18条第6項の規定による審査につきましては、異議なしと認め承認することに決めます。

議 長 議第44号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（10～12ページ）を説明する。

議 長 担当農業委員の調査の説明を求めたいと思います。

1番、清野貢市委員。

清野委員 事由の通り問題ありません。

議 長 2番、三宅藤義委員。

三宅委員 2番は、受人の●●さんが農協に仲介を頼んでおりました、農協の仲介でこの貸借の契約になっておりますので、問題ありません。

議長 3番、太田博巳委員。

太田委員 事由の通り問題ありません。

議長 4番、松田康政委員。

松田委員 私の担当が、4番から8番までになっています。この中で賃貸借権については、4番、5番、8番となっております。事由の通り、問題ありません。

6番、7番の所有地の交換の件は、6番の渡人の●●さんの住宅の南側の農地で、渡人の●●さんのところでしか作れない条件の基に交換を求めている内容となっております。申請事由の通り問題ありません。

議長 9番、原田洗一郎委員。

原田委員 9番、10番、11番、同じ方が受人となっておりますのでまとめさせていただきます。渡人の方々が労力不足で、受人の●●がこの度農業をやりたいとのことで会社を立ち上げ、ある程度まとまった近い所で農地を求めたいとのことで、両者の思惑が一致したということが申請事由になっており、何ら問題ないと思います。

議長 12番、三宅藤義委員。

三宅委員 12番、13番、14番と自分の担当地区となっておりますのでまとめさせていただきます。12番ですが、受人と渡人双方の祖父が前から売買契約という約束事があったようで、この度、渡人の方が土地を手放したいということとなり、受人の方が前もっての約束通り買うこととなったと聞いております。

13番は、受人が白鷹町在住ですが、渡人の土地の隣で田んぼを借り耕作しています。渡人の近所の方のお姉さんが嫁いだ家だということで、その人に相談したところ、折角ここまで来てるので隣も耕作しましょうという話して、こういう経緯に至ったと聞いております。

14番については、労力不足ということで、事由の通り問題ありません。

議長 15番、佐藤善治委員。

佐藤委員 受人の●●さんは、新規就労者であり、この畑には道路がついて

おりませんので、非常に不便を感じていたそうです。

渡人の●●さんの畑が道路付きで隣接していることから、所有者移転ということになったのでございます。なお、渡人の●●さんは埼玉県在住でございますので、今まではもともと他の人に使ってもらっていたという話しでございます。問題はありません。

議長 各案件とも、担当委員の調査の結果については、申請事由の通り問題ないということでございますが、皆さんから何かご質問、ご意見ありませんか。

議長 ●●については、経営数がゼロですが理由がありますか。

布施主事 こちら●●ですが、代表の方が●●さんで、蔵増地区で大きく作っている若い方です。この方と東根市神町の大きくやっている方が共同で法人を立ち上げ、主に里芋関係で生産加工販売を法人化して進めていくということで、今回立ち上げたものです。代表の●●さんは、これまでも、自分が借りている土地に里芋や水稻も行っていましたが、法人を立ち上げたばかりで経営地がゼロということです。これまでも認定農家として大きくやっている経過もございまして、その内容の一部を法人化して経営するという申請が上がっております。

議長 借りたり使ったりしている所を、●●で賃貸しなかったということですか。

布施主事 法人は平成30年1月15日に設立しており、少しずつ里芋部門を集約化していくということで、話は伺っております。

議長 わかりました。

皆さんから何かありませんか。

細矢幸市委員。

細矢委員 法人化と同時に、土地の移動をしなくてはいけないのではないですか。

布施主事 法人化と同じタイミングでというのがありますが、今回はどの土地を貸借するかというところまでは、まだまとまっていないようで、随時、土地の移動はしていくということで、話を伺っております。

議長 細矢幸市委員

細矢委員 税金関係で土地も無いのに収入があるととなると、何か問題になるといけないので、大至急、土地の移動をお願いしてください。

布施主事 事務局でも申請人には、法人化したので、里芋関係を行う畑については土地の移動をするように指導していきたいと思います。

清野委員 農地常任委員会には話しはされていたのでしょうか。

布施主事 こちらの法人については、これまで●●さんが認定農家ということで、農地も大きく集約しており。その中の一部を今回法人化するということでありました。また、農家として特に問題があるわけでもありませんので、農地常任委員長と相談させていただいて、特に問題ないのではないかとということで、総会の方に上程させていただいております。

議 長 それでよろしいですか。

清野委員 はい。

議 長 その他、ご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 それでは議第44号 農地法第3条の規定による許可については異議なしと認め、許可することに決めます。

議 長 つづいて、議第45号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

今田補佐 総会資料(13ページ)を説明する。

議 長 それでは、調査委員ならびに担当農業委員の調査の結果を求めたいと思います。

最初に、担当農業委員、遠藤市雄委員。

遠藤委員 ただいま説明の所については、隣接するところは全て住宅地でございますので、問題ありません。

議 長 太田博巳委員。

太田委員 担当農業委員からの報告がございましたとおり、周りが住宅地であり、住宅の間に挟まれている土地であります。

申請通り問題ありません。

議 長 調査会と担当委員の調査会の調査の結果については問題ないということですが、皆さんから何かご質問、ご意見ありませんか。

議 長 ご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 それでは、議第 4 5 号 農地法第 5 条の規定による許可につきましては異議なしと認め、許可することに決めます。

議 長 議第 4 6 号 平成 2 9 年度第 1 0 回農用地利用集積計画について上程いたします。

 (関係する委員の中座を求める声あり、議長他、数名退席)

事務局長 関係事案のため会長も退席となります。天童市農業委員会総会会議規則の第 5 条第 2 項の規定に基づき、会長及び会長職務代理者共に不在の場合は、年長の委員が臨時に議長職に就く、ということが定められておりますので、年長者であります熊澤八弘委員に座長をお願いいたします。

熊澤委員 ただいまご説明あった通り、最年長者でございますので、よろしくをお願いいたします。

 では、さっそく進めます。

 議第 4 6 号 平成 2 9 年度第 1 0 回農用地利用集積計画について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（1 4 ～ 3 5 ページ）を説明する。

熊澤委員 ただ今、農用地利用集積について事務局から説明があったところでありますが、何かご質問等ありませんか。

 (ありません。の声)

熊澤委員 それでは、議第 4 6 号 平成 2 9 年度第 1 0 回農用地利用集積計画につきましては異議なしと認め、可決・決定をいたします。

 (議長他、退席の委員が戻られる)

事務局長 ありがとうございました。

議 長 議第 4 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（3 6 ページ）を説明する。

議 長 皆さんから何かご質問、ご意見ありませんか。

議 長 ご異議ございませんか。

 (ありません、の声)

議 長 それでは、議第 4 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案につきましては異議なしと認め、可決・決定をいたします。

議 長 議第48号 農地の権利取得に係る別段面積の設定について上
程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 総会資料（37ページ）を説明する。

議 長 ただ今、事務局から説明があったところでありますが、何か皆さん
からご質問、ご意見ありませんか。

空き家の隣にある農地、10㎡を下限に設定して、農家でなくても
その農地の取得を認めるという案ですが、皆さんから、忌憚のな
いご意見を賜りたいと思いますがいかがですか。

10㎡未満はどうする。最小数は。

事務局長 前から色々話があり、0.1aがいいのか0.3aがいいのか、
1aがいいのかなどありました。0.1aは10㎡ですので、普通、
接続している農地であれば農地転用等も可能かな、と、駐車場でも
何でも理由はつくかと思しますので、もしもそれ以外、まあ、以下
ですね0.1a以下のものが多数出るようであれば、またこの面積
も0.01とかに下げる必要はあるかと思しますが、今の所1
0㎡いかについては転用が効くかと思っておりますので、まずはこ
れで運用していただければと思っておりますのでございます。

議 長 10㎡以下は駐車場とか。市の方針でもあるし、私共もこういっ
たことについてはお互い共同していこうかと思します。

議 長 いかがですか。ご意見ありませんか。

（ありません、の声）

議 長 それでは、議第48号 農地の権利取得に係る別段面積の設定に
つきましては異議なしと認め、可決・決定することに決します。

以上をもちまして平成29年度第12回天童市農業委員会総会を
終了いたします。

（終了 午前11時15分）